

○豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則

制定	昭和38年4月1日	規則第2号
改正	昭和42年5月15日	規則第1号
	昭和47年4月1日	規則第1号
	昭和47年9月1日	規則第6号
	昭和48年2月1日	規則第1号
	昭和48年4月1日	規則第3号
	昭和48年11月30日	規則第6号
	昭和49年7月1日	規則第2号
	昭和49年9月20日	規則第3号
	昭和50年4月1日	規則第2号
	昭和51年5月1日	規則第2号
	昭和61年3月20日	規則第1号
	昭和62年9月1日	規則第1号
	平成3年5月7日	規則第1号
	平成4年4月18日	規則第1号
	平成5年4月1日	規則第1号
	平成6年9月16日	規則第1号
	平成9年6月1日	規則第1号
	平成10年1月29日	規則第3号
	平成11年4月12日	規則第1号
	平成17年4月1日	規則第2号
	平成18年3月31日	規則第1号
	平成19年3月29日	規則第5号
	平成20年3月6日	規則第1号
	平成20年3月26日	規則第2号
	平成24年3月22日	規則第2号
	平成25年3月27日	規則第4号
	平成27年3月24日	規則第3号
	平成28年3月31日	規則第3号
	平成30年3月30日	規則第1号
	平成31年3月29日	規則第1号
令和2年3月25日	規則第4号	
令和3年3月31日	規則第1号	

第1条 この規則は、豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例（昭和38年組
合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めること
を目的とする。

第2条 事務局の事務を分掌させるため、事務局に次の課を置く。

総務課

再資源・搬入課

施設課

管理課

2 課にあっては、別に定めるところにより、係を置くことができる。

- 3 事務局に次長，課に課長その他必要な職員を置く。
- 4 課に課長補佐を置くことがある。
- 5 事務局に2名以上の次長を置くことがある。この場合において，それぞれの次長の担当事務は，事務局長が定める。
- 6 前4項の規定により課に係を置いた場合は，係に係長を置く。
- 7 事務局長，課長及び係長は，おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し，所属員を指揮監督する。
- 8 次長は，上司の命を受けて，事務局長の職務を補佐し，所属員を指揮監督する。
- 9 課長補佐は，上司の命を受けて，課長の職務を補佐し，所属員を指揮監督する。
- 10 特定の業務を分掌させるため必要があるときは，事務局に参事，課に主幹，副主幹，主査，技能主任又は主事（以下「参事等」という。）を置くことがある。
- 11 参事等は，おのおの上司の命を受けて分掌業務を処理する。
- 12 条例第2条に規定する理事，主事その他の職員は，おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理する。

第3条 各課の分掌事務は，次のとおりとする。

総務課

- (1) 組合の運営に係る基本計画の作成並びに事務の管理に関すること。
- (2) 人事，給与及び共済に関すること。
- (3) 職員団体に関すること。
- (4) 職員研修に関すること。
- (5) 労働安全衛生に関すること。
- (6) 職員の福利厚生に関すること。
- (7) 予算決算その他財政に関すること。
- (8) 例規の制定改廃に関すること。
- (9) 文書の管理に関すること。
- (10) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (11) 豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (12) 豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査会に関すること。
- (13) 公印（承認専用公印を除く。）の管守に関すること。
- (14) 組合議会に関すること。
- (15) 監査委員及び公平委員会に関すること。
- (16) 内部統制制度の総括に関すること。
- (17) 施設整備事業に係る起債に関すること。
- (18) 一時借入金に関すること。

- (19) 財産の総括管理に関する事。
- (20) 車両の運行及び管理に関する事。
- (21) 建物、機械及び車両の保険に関する事。
- (22) 総合評価一般競争入札、契約及び検査に係る企画及び調整に関する事。
- (23) 物品（1件100,000円以上のものに限る。）の購入契約（国、他の地方公共団体又は公共的団体から指定された業者との購入契約を除く。）に関する事。ただし、定期刊行物、図書、レコード盤及び音楽、映像その他の情報を記録した磁気テープ、コンパクトディスクその他の電磁的記録媒体の購入並びに写真の現像焼付を除く。
- (24) 印刷の発注契約に関する事。
- (25) 物品の修繕契約（1件100,000円以上のものに限る。）に関する事。ただし、定期検査時以外の自動車等の修理を除く。
- (26) 庁舎その他の施設の警備（機械警備を除く。）、清掃等の施設管理業務の委託契約（随意契約によるものにあつては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、第8号又は第9号の規定により締結するものに限る。）に関する事。
- (27) 複写機及びファクシミリの借入契約に関する事。
- (28) 物品及び修繕の検収に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (29) 各種工事請負契約及び工事用資材の購入契約に関する事。
- (30) 工事に係る設計、監理及び調査並びに測量調査（航空測量を除く。）の委託契約に関する事。
- (31) 各種工事の中間検査及びしゅん工検査並びに検査に係る評定に関する事。
- (32) 管理棟内及びリサイクルプラザ環境学習エリア内の清掃に関する事。
- (33) 豊中市及び伊丹市との連絡調整に関する事。
- (34) 総合事業計画の企画、立案及び調整に関する事。
- (35) 組合業務の統計に関する事。
- (36) ごみ処理に係る情報の収集及び整備並びに管理に関する事。
- (37) ごみ処理に関するモニタリングの調整に関する事。
- (38) 地元周辺対策に関する事。
- (39) O・A機器の管理に関する事。
- (40) 広報活動に関する事。
- (41) 行政視察の調整に関する事。
- (42) クリーンランドひろば及び緑地帯の維持管理に関する事。
- (43) 駐車場の運営及び維持管理に関する事。
- (44) 土木、建築工事の設計及び施工並びに実施計画及び調整に関する事。
- (45) 他の課に属しない事。

再資源・搬入課

- (1) 課内の安全管理及び衛生管理の指導に関すること。
- (2) ごみの再資源化及び再生利用の推進に関すること。
- (3) 不燃物の量の認定及び搬送に関すること。
- (4) 適正処理困難物の処理に係る調整等に関すること。
- (5) リサイクルプラザの運營業務委託に関すること。
- (6) 環境学習に関すること。
- (7) 搬入ごみの有価物売却処分に関すること。
- (8) ごみの搬入及び処理処分に係る豊中市及び伊丹市との調整に関すること。
- (9) ごみ投入設備の整備及び管理に関すること。
- (10) ごみ処理施設の使用承認及び使用者に対する指導並びにごみ搬入基準の遵守に関すること。
- (11) ごみ処理施設の使用料の調定及び収納に関すること。
- (12) ごみ搬入車両の計量及びごみの量の認定に関すること。
- (13) 承認専用公印の管守に関すること。
- (14) 所管業務に係るごみ搬入者の指導に関すること。
- (15) ごみ処理に係る住民相談に関すること。
- (16) ごみ焼却施設敷地内の清掃及び樹木の手入れに関すること。

施設課

- (1) 課内の安全管理及び衛生管理の指導に関すること。
- (2) 焼却炉の運転計画及び保全計画に関すること。
- (3) 保全管理技術の調査研究及び技術指導研修の実施に関すること。
- (4) 公害防止対策及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (5) ごみ質及び焼却残灰の分析に関すること。
- (6) 排出ガス、ばいじん及び水質の検査に関すること。
- (7) 前2号のほか、場内発生物質の検査に関すること。
- (8) 焼却処理施設の各種機械、電気設備、計装設備及び計量設備（以下「機械設備等」という。）の保守点検に関すること。
- (9) 受電、発電及び発蒸機器（以下「受電機器等」という。）の保守点検に関すること。
- (10) 焼却残灰の搬出に係る関連設備の運転操作及び管理に関すること。
- (11) 焼却残灰の量の認定及び搬送に関すること。
- (12) 焼却残灰付着不燃物の処理及び搬送に関すること。
- (13) 機械設備等及び受電機器等の保守点検及び維持管理に関すること。
- (14) 資材及び器材の保管及び危険物の管理に関すること。
- (15) 炉棟内の清掃に関すること。
- (16) 各種施設及び各種機械、電気設備、計装設備の工事に係る設計及び施工

並びに実施計画及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(17) 施設の設計図書等に係るデータの整備及び保管に関すること。

(18) 施設管理技術の調査研究に関すること。

管理課

(1) 課内の安全管理及び衛生管理の指導に関すること。

(2) 焼却処理施設，排水処理施設の運転操作及び管理に関すること。

(3) 場内（諸施設を含む。）の夜間巡視及びその報告に関すること。

(4) 機械設備等及び受電機器等の保守点検及び維持管理に関すること（管理課長の指定するものに限る。）。

(5) 焼却残灰の搬出に係る関連設備の運転操作に関すること。

(6) 焼却残灰付着不燃物の処理及び搬送に関すること。

(7) 技術指導研修の実施に関すること。

(8) 危険物の管理に関すること。

2 組合の焼却処理施設及びリサイクルプラザの管理については，関係法令の定めに従って行わなければならない。

第4条 所管に係る機械の操作，作業の方法，職員の服務その他焼却処理施設の運営に関し必要な事項は，事務局長の承認を得て，課長が定める。

第5条 議会，監査委員及び公平委員会の権限に属する事項の処理については，当該任命権者が管理者と協議して，主事その他の職員のうちから当該事務に従事させる。

2 会計事務に従事させる職員については，管理者が会計管理者と協議する。

第6条 事務局職員の服務，文書及び物品の取扱いについては，別に定めのあるもののほか，豊中市の例による。

第7条 管理者は，臨時の事務事業を処理するため必要があると認めるときは，第2条及び第3条の規定にかかわらず，プロジェクト・チームを設置することができる。

2 プロジェクト・チームの設置に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和42年5月15日規則第1号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日規則第1号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和47年9月1日規則第6号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和48年2月1日規則第1号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日規則第3号）

豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年11月30日規則第6号）

この規則は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年9月20日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年5月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月20日規則第1号）

この規則は、昭和61年3月24日から施行する。

附 則（昭和62年9月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月7日規則第1号）

この規則は、平成3年5月7日から施行する。

附 則（平成4年4月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年1月29日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第2号）

豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日規則第2号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げるこの規則による改正前の豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則に基づく課に対応する同表の右欄に掲げるこの規則による改正後の豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則に基づく室に勤務（補職名に冠する場合を含む。）を命ずる辞令を発したものとみなす。

左 欄	右 欄
総務課	総務室
保全操作課 新炉建設課	保全操作室

附 則（平成25年3月27日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2～9 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成28年3月31日規則第3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げるこの規則による改正前の豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則に基づく課に対応する同表の右欄に掲げるこの規則による改正後の豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例施行規則に基づく課に勤務（補職名に冠する場合を含む。）を命ずる辞令を発したものとみなす。

左 欄	右 欄
新炉建設課	周辺整備課

附 則（平成30年3月30日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。